

国土利用計画法第23条第1項に基づく 土地売買等届出書(事後届出)

◎ 記入上の注意

→ 必ず別紙「土地売買等届出書記載要領」もお読みください。

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載すること。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定する工作物等以外の工作物等に関する事項及びその他参考となるべき事項を記載すること。
- 11 都市整備局ホームページで提供する届出書の様式は2ページ(うち1ページは電算入力用)です。届出に必要な部数は、1ページ目が正本1部及び副本3部(うち1部は届出人控え)、2ページ目(電算入力用)が正本のみ1部となりますので、必要部数をコピーしてください。
- 12 届出書には押印(正本のみ)して提出してください。

◎ その他

届出書のほかに各種添付図書が必要となります。別紙「土地売買等届出書記載要領」を参照してください。

◎ 提出先

当該土地が所在する区市町村の担当窓口(別紙「区市町村担当課一覧」を参照)に提出してください(東京都に直接提出はできませんのでご注意ください。)